令和５年度地域包括支援センター事業評価の実施について

資料1-1

**１　経過**

平成27年4月の介護保険法改正により、地域包括支援センターの機能強化を目的とした事業評価が努力義務となる。加えて、平成30年４月の介護保険法改正により、地域包括支援センターの事業評価が義務規定となった。

大田区では、平成27年度より区の評価指標を用いて地域包括支援センター事業評価を実施してきた。令和３年度からは、国指標は随時改訂がなされること、区と包括それぞれに評価指標があり、評価する・評価を受ける側双方の透明性・関係性を高めた上での評価が可能となること等を理由に、国が示す評価指標（以下、「国指標」という。）を活用することとした。

上記評価手法の変更内容について、令和２年度第２回運営協議会にて協議し、国指標および区の指標の双方を用いて事業評価を行っていくことで了承を得た。よって、令和３年度以降の地域包括支援センターの事業評価にあたっては、以下の評価手法および評価指標にて実施している。

なお、国の評価項目は大項目Ⅰ〜Ⅲと多いことから例年２か年に分けて実施しており、令和３年度は、国の評価指標大項目Ⅱを実施したので、令和４年度は大項目ⅠとⅢを実施した。

また、上記に加え令和４年度は、第三者の視点を取り入れる目的で、地域包括支援センターに対する利用者、民生委員児童委員、介護支援専門員のアンケートも実施した。

令和５年度は新たな試みとして、国の評価指標の確認項目と区の確認項目を用いて書面での評価を実施する。

≪令和２年度までの事業評価のイメージ≫

ヒアリング

６月

10～11月

大田区独自の評価指標(98項目)

H31:Ⅰ、R2:Ⅱ・Ⅲ

国の評価指標（調査回答）

大項目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(約55項目)

＋



≪令和３年度・令和４年度の事業評価のイメージ≫

「話し合い」

自己分析

10～11月

６月



1. 国の評価指標（調査回答）

大項目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(約55項目)

1. 区独自の評価指標（約14項目）

※項目数は変更の可能性あり

1. （R3：Ⅱ、R4:Ⅰ・Ⅲ）と②から７項目程度抜粋

≪令和５年度の事業評価のイメージ≫

自己分析

国の評価指標の確認項目（別紙）

＋

区の確認項目

書面にて評価

**２　評価手法**

評価の実施にあたって、各センターで自己評価を行う。それぞれの自己評価をもとに、区が書面にて事業評価を実施していく。

**３　確認項目**（「書面」にて取組状況等を確認する項目）

令和５年度の「地域包括支援センターの事業評価」については、下記の４つの項目で実施する。

① 国の評価指標の確認項目

1. 令和４年度の評価結果内「さらなる取組が求められる点」についての取組状況
2. 各包括が力を入れている取り組み

④　直近３か年の職員の欠員状況

国の評価指標

**区の確認項目**

・令和４年度の評価結果内「さらなる取組が求められる点について」の取組状況

・各包括が力を入れている取組

・直近３か年の職員の欠員状況について

令和５年度

＋

国の評価指標の確認項目

（別紙）

（参考　令和３・４年度の評価指標）

国の評価指標　　　　　　　　　　　　　　　　　区の評価指標

評価指標　**２．個別業務**

1. 総合相談業務
2. 権利擁護業務
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
4. 地域ケア会議
5. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

**区独自の評価指標**（別紙案）

既存の区評価指標(※H31～R2)

および新たな評価指標(※R3)を取り上げる）

毎　年

令和３年度

国の評価指標

評価指標　**１．組織・運営体制等**

1. 組織・運営体制

２）個人情報の管理

３）利用者満足度の向上評価指標

評価指標　**３．事業間連携**

毎　年

**区独自の評価指標**

既存の区評価指標(※H31～R2)

および新たな評価指標(※R3)を取り上げる）

令和４年度

**利用者・民生委員児童委員・介護支援専門員アンケート**